

北朝鮮の核・ミサイル開発と日本の対応

道下 徳成

はじめに

二〇一二年一二月の北朝鮮によるミサイル発射と翌一三年二月の第三次核実験は、世界に衝撃を与えた。北朝鮮が発射したミサイルは、衛星を軌道に投入することに成功し、同国が米国本土に到達する大陸間弾道ミサイル（ICBM）の基礎的な能力を保持するに至ったことを示した。また、北朝鮮にとって三度目となる核実験は、これまでで最大の爆発力を記録し、使用された核爆弾が小型化されたものであった可能性も指摘された。

過去二〇年間、着実に核・ミサイル能力の向上を進めてきた北朝鮮に、日本はどのように対応してきたのであろう

か。本稿では、北朝鮮の核・ミサイル能力と、日本に対してミサイルが使用される場合のシナリオを検討した上で、軍事・外交の両面における日本の対応を明らかにし、その評価を行うこととする。

北朝鮮の核・ミサイル能力

核能力

北朝鮮の核能力を評価するためには、①プルトニウムの保有量、②核兵器の製造能力、③核弾頭の小型化——という三つの要素について検討する必要がある。まず、プルトニウムの保有量については、二〇〇七年に米国の情報機関が、北朝鮮は〇六年の第一次核実験実施時までに最大で五

〇キログラムのプルトニウムを確保しており、これは少なくとも六個の核爆弾を製造するのに十分な量であると指摘していた^①。そして、北朝鮮の核施設を何度か訪問した経験を持つ米国の核専門家シーグフリード・ヘッカーは、一〇年までに三六〇五三キログラムのプルトニウムが生産されたと推定し、これによって六〇九個の核兵器の製造が可能になると見積もっていた^②。また、米国のシンクタンクである科学・国際安全保障研究所（ISIS）は、一一年の時点で北朝鮮が三四〇三六キログラムのプルトニウムを保有しており、これによって一二個（ただし、可能値は六〇一八個）の核兵器の製造が可能になると推定している^③。

これらの推定値は、北朝鮮が自ら明らかにしたプルトニウム保有量ともかなり近い。二〇〇八年六月、北朝鮮は自国が三八・五キログラムのプルトニウムを保有しており、うち三一キログラムを抽出し、二六キログラムを核兵器の製造に使用したと明らかにした（七・五キログラムは使用済み燃料棒内に保管）。また、〇六年の核実験では二キログラムのプルトニウムを使用したと主張した。

次に、核兵器の製造能力については、これまでの核実験の結果が重要な手がかりとなるが、北朝鮮はこれまで三度にわたって実施した実験によって、核兵器の信頼性を高め、その爆発力を向上させてきた。北朝鮮は二〇〇六年一〇月

の第一次核実験実施の直前に、中国に対して四キロトンの核実験を実施すると通告したが、実際の爆発力は一キロトンにも達しなかった。つまり、第一次核実験は、「成功ではあったが、完璧なものではなかった」のである^④。しかし、その後、〇九年五月の第二次核実験では二一・三キロトン（a few kilotons）を記録し^⑤、一三年二月の第三次核実験では五・六キロトン（several kilotons）の爆発力を達成した^⑥。つまり北朝鮮は、ほぼ三年ごとに行われた核実験を通じて、着実に核兵器の製造能力を高めてきたのである。

最後に、北朝鮮の核弾頭が弾道ミサイルに搭載可能な大きさ・重量に小型化されているかどうかについては明確なコンセンサスが得られていないが、少なくとも準中距離弾道ミサイルであるノドンに搭載できる程度には小型化されたとの見方が高まっている。

これについて、米国防情報局（DIA）は二〇一三年三月に作成された報告書「動的脅威見積もり 8099——北朝鮮の核兵器開発（Dynamic Threat Assessment 8099: North Korea Nuclear Weapons Program）」の中で、「DIAは中程度の確度で、すでに北朝鮮は弾道ミサイルで運搬することのできる核兵器を保有している」と見積もっている。ただし、その信頼性は低いであろう」と指摘した^⑧。これは、北朝鮮が核兵器を弾道ミサイルに搭載できる大きさ・重量まで小

型化していることを示唆する一方、大気圏への再突入実験を行っていないことなどから、兵器として必要な信頼性が確保されたわけではないとの見方を示したものである。

次にI S I Sの専門家は、北朝鮮がノドンに搭載可能な核弾頭を保有している可能性が高いとの見方を明らかにし、その理由として、①北朝鮮は一九八〇年代から核開発を続けてきており、すでに数多くの起爆実験を行っている、②パキスタンやイランもノドンを基礎としたミサイルに搭載可能な核弾頭を開発してきている、③A・Q・カーンが、北朝鮮はパキスタンより優れた「完璧な核兵器」を保有していたと証言している、④二〇〇九年の第二次核実験時の爆発力が小さかったのは、爆弾が小型化されていたことを示している――などを挙げている。

ただし、④の理由には疑問があり、むしろ、北朝鮮は第三次核実験において初めて小型化した核兵器を実験したと考えるほうが自然であろう。なぜなら、第一次核実験は四キロトンの爆発が予定されていたにもかかわらず、結果は一キロトンに満たなかった反面、第二次核実験においては、この四キロトンに近い爆発力を記録しているためである。第一次核実験が所期の目標を達成していない状態で、いきなり第二次核実験で小型化した核兵器を用いるとは考えにくい。このことから、第二次核実験においては第一次核実

験で用いた核兵器に修正を加えたもので実験を行い、第三次核実験で初めて小型化された核兵器を実験したと考えるほうが自然であろう。なお、この点については北朝鮮自身も、第三次核実験は「以前と違い、爆発力が大きく、しかも小型化、軽量化された原子爆弾を使用し、高い水準で……実施された」と報じている¹⁵。

ミサイル能力

国際的にはしばしば長距離ミサイルのテポドンに注目が集まりがちであるが、日本の安全保障にとってより重大な影響を与えるのが、準中距離ミサイルのノドンである。ノドンは東京を含む、日本の領土の多くの部分に攻撃を加える能力を持っている。

日本政府の見積もりによると、ノドンの射程距離は一三〇〇キロメートル、ペイロード（搭載重量）は七〇〇～一二〇〇キログラムであり、命中精度を示す半数必中界（CEP）は二・五キロメートルである。これは、仮に東京の中心部を狙って発射すれば、五〇％の確率で山手線内に着弾させることができる程度の精度である。ノドンは発射から、わずか七～一〇分で日本に到達し、着弾時の速度はマッハ15～20にもなる。

ノドンは、通常兵器に加え、核・生物・化学兵器を搭載

できるように設計されており、現在までに二〇〇～三〇〇発が配備されたと考えられている。また、北朝鮮はノドンの移動式発射台を五〇両程度保有している。移動式発射台は発見することが困難であるため、ノドンを発射前に破壊することは容易ではない。ただし逆に、北朝鮮が先制攻撃によってノドンが破壊されてしまうことを懸念しなくて済むため、危機時の安定性は比較的高いと言える。

ノドンの飛翔実験は一九九三年五月に初めて実施され、北朝鮮の東海岸から約五〇〇キロメートルの日本海上に着弾した。この時、飛距離は不足していたものの、ノドンは東京方面に向けて発射された。次に、二〇〇六年七月には三発のノドンがロシアの沿海州と日本の北海道の中間方向に向けて発射された。これら三発のノドンは移動式発射台から発射され、それぞれ異なる海域に着弾したことから、北朝鮮のミサイル運用能力が向上していることをうかがわせた。最後に、〇九年七月の飛翔実験では二発のノドンが成功裏に発射され、同日に発射されたスカッドE R三発と同様、発射地点から四二〇キロメートル離れた海域に着弾した¹⁶。

このようなミサイルの運用能力向上の背景には、北朝鮮軍の地道な努力があった。朝鮮人民軍は一九九九年末にミサイル指導局を創設し、その後、すべての弾道ミサイル部

隊をミサイル指導局傘下に編入した。そして、二〇〇一～〇二年の訓練期間には弾道ミサイルの訓練を中隊レベルから大隊レベルに格上げし、スカッドとノドンの部隊の演習を拡大するとともに、多くの弾道ミサイル部隊を再配置していた¹⁷。

ここまで見てきた北朝鮮の核・ミサイルの開発状況から、北朝鮮はすでに日本を弾道ミサイルで攻撃する能力を持っていると言える。また、生物・化学兵器を効果的に使用するのは容易ではないが、これらの兵器を日本に投射することは可能であろう。そして、北朝鮮の核兵器が小型化されているとすれば、北朝鮮は日本を核攻撃する能力を持っていることになる。

ミサイル攻撃のシナリオ

北朝鮮が日本をミサイル攻撃するシナリオとしては、「瀬戸際外交シナリオ」「朝鮮半島紛争シナリオ」「自殺攻撃シナリオ」の三つがある。もちろん、これらのシナリオが現実のものとなる可能性は必ずしも高いわけではない。しかし、北朝鮮が日本を攻撃するシナリオとしては、これらが最も現実的なものであると考えられる。以下、それぞれのシナリオを概観する。

瀬戸際外交シナリオ

第一の「瀬戸際外交シナリオ」とは、北朝鮮が日本の指導者や国民の恐怖心を煽ることによって、援助の獲得や国交正常化などの外交的な譲歩を引き出そうとするものである。このシナリオにおいて北朝鮮は、日本の領域内あるいは領域付近に向けて、少数のミサイルを発射することになるであろう。たとえば、東京の方向にノドン数発を発射しつつも、領域を避けて太平洋の公海上に着弾させる。その上で声明を発表し、「ミサイル実験は日本の北朝鮮に対する敵視政策のために仕方なく行っているものであり、今後も続けざるを得ない。ただし、日本が敵視政策を放棄し、北朝鮮との関係正常化を進めるのであれば、ミサイル発射の必要はなくなる」などと主張する。ただし、北朝鮮の目的はあくまで外交的な譲歩を引き出すことにあるため、日本に過大な人的・物的被害を与えることは避けようとするであろう。

朝鮮半島紛争シナリオ

第二の「朝鮮半島紛争シナリオ」とは、朝鮮半島で紛争が勃発した場合に、日本が米国に対して在日米軍基地の使用を認めたり、米軍に協力したりしないようにするため、北朝鮮が日本に対してミサイル攻撃をしたり、攻撃すると

威嚇したりするというものである。日本が北朝鮮の要求を飲まない場合、北朝鮮は日本に対して核攻撃を行うと恫喝し、また、その信憑性を高めるため、在日米軍基地や基地周辺の宅地、そして日本の大都市に相当数のミサイルを発射するであろう。

そこで日本が米軍に基地の使用を認めなければ、朝鮮半島における米軍の作戦行動を大きく制約し、日米同盟が弱体化の危機にさらされることになる。逆に、日本が在日米軍基地の使用を認める場合、北朝鮮からの（可能性としては核攻撃を含む）きわめて高い軍事的リスクを背負い込むことになる。こうした力学を理解している北朝鮮は日米両国に対し、「韓国のために日本を犠牲するのか」「ソウルと東京のどちらを取るのか」と迫ってくるであろう。

自殺攻撃シナリオ

第三の「自殺攻撃シナリオ」とは、北朝鮮の現体制が崩壊する過程で指導者が自暴自棄になり、「日本による植民地支配の雪辱を果たした英雄」として朝鮮の歴史に名を残すべく、日本に対して全面攻撃を敢行するというものである。北朝鮮は二〇〇〇年三〇〇年保有しているノドンを発射し、最悪の場合、核兵器を使う可能性もある。そして、このシナリオにおける北朝鮮の行動は自殺行為であるため、

抑止は機能しない。

日本の対応

軍事的対応

北朝鮮の核・ミサイル脅威に対する日本の軍事的対応としては、弾道ミサイル防衛（BMD）、国民保護、そして、米国の拡大抑止力がその核心となっている。以下、それぞれについて概観する。

弾道ミサイル防衛 日本政府は、一九九三年に北朝鮮が初めてノドンの発射実験を行ったことなどをきっかけに、同年末、米国とBMDについての協議を開始した。そして九五年には防衛庁が防空システムに関する調査研究を開始するとともに、日米両国もBMDについての共同研究に着手した。その後、日本政府は二〇〇三年にBMDの導入を決定し、〇七年には同システムの部隊配備が開始され、一二年度に当初予定されていたシステムの配備が完了した（途中でシステムの追加配備が決まり、その配備は今後、進められる予定である）^⑬。

日本のBMDは二つの異なるシステムによって構成されている。一つは、スタンダードミサイル3（SM-3）ブロック1Aという、イージス艦に搭載して運用される上層ミッ

ドコース段階迎撃システムであり、射程距離が一五〇〇キロメートル程度までの弾道ミサイルを大気圏外で迎撃する。SM-3の最大射程は一二〇〇キロメートル、迎撃高度は七〇～五〇〇キロメートル、迎撃時のキネティック弾頭の速度は秒速四キロメートルであるとされる^⑭。現在までに四隻のイージス艦にSM-3が配備されており、今後、もう二隻に配備される予定となっている^⑮。

もう一つのシステムはペトリオット（PAC-3）ミサイルである。PAC-3は地上配備型の下層ターミナル段階迎撃システムであり、飛来するミサイルを大気圏内で破壊する。PAC-3の防護範囲は半径数十キロメートル、迎撃高度は数十キロメートルである。PAC-3は現在までに、首都圏では入間、西部では春日、中部では岐阜、南部では沖縄を中心とする四個の高射群に配備されており、浜松にも教育用として配備されている^⑯。

これら二つのシステムのうち、SM-3は二～三隻のイージス艦で日本全域を防護できるため、PAC-3より重要である。イージス艦は、それぞれ九〇基の垂直発射装置（VLS）セルを保有しており、SM-3ミサイルは対潜ミサイルやSM-2防空ミサイルとともにVLSに搭載される^⑰。

現在までのところ日本のBMDシステムが実戦で使用さ

れたことはないが、迎撃実験は実施されている。²¹⁾ S M-3の迎撃実験は、二〇〇七年二月、〇八年一月、〇九年一月、そして一〇年一月にハワイのカウアイ島沖で実施された。一回目、三回目、四回の実験においては、「こんこう」「みょうこう」「きりしま」の各イージス艦から発射された S M-3 ミサイルによって目標物は大きく圏外で迎撃された。ただし、イージス艦「ちょうかい」によって実施された二回の実験では、キネティック弾頭の軌道修正・姿勢制御装置(DACS)のバルブなどに不具合があり、弾頭が標的に当たる数秒前に目標を見失い、迎撃は失敗に終わった。²²⁾ P A C-3 は、二〇〇八年九月および〇九年九月に米国で実験が行われ、いずれも目標の迎撃に成功した。²³⁾

B M D用の迎撃ミサイル導入に伴い、四基の警戒管制レーダー F P S-5 が新たに設置され、警戒管制システムが自動警戒管制システム(JADGE)にアップグレードされた。これにより、航空機だけでなく、弾道ミサイルの飛来にも対処することが可能になった。²⁴⁾

二〇〇九年三月には北朝鮮がテポドン2を基礎としたミサイルを発射すると発表した²⁵⁾が、これに対して初めて防衛大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発出し、自衛隊は B M D 統合任務部隊を編成するとともに、S M-

3 搭載イージス艦二隻を日本海に、P A C-3 部隊を東北地方と首都圏に展開させた。その後も、一二年三月、同年二月、そして一三年四月に北朝鮮のミサイル発射の可能性が高まった時点で「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」が発出され、S M-3 と P A C-3 が発射予想方面に配備された。²⁶⁾

さらに、現在、海上配備の次世代 B M D システムについての日米共同開発が、二〇一六年度終了を目標として進行中である。能力向上型迎撃ミサイル S M-3 ブロック II A のため、日本はノーズコーン、第二段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーという四つの主要コンポーネントの設計、試作および必要な試験を実施した。B M D システム導入のため、日本政府は一三年度末までに九三・一六億円を支出しており、一三年度には二八・三億円の予算が計上されている。²⁷⁾

国民保護(市民防衛) 戦後、長きにわたって日本では国民保護のための措置がとられてこなかった(諸外国では「市民防衛」あるいは「民間防衛」と呼ばれているものを、日本では「国民保護」と称している)、本稿では「国民保護」という名称を用いる。²⁸⁾しかし、北朝鮮やテロなどの脅威を背景として、二〇〇四年には「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が制定された。これは、

日本が武力攻撃を受けた場合に国や地方自治団体が国民の生命や財産を保護するための措置をとることを目的とするものである。²⁹⁾その後、〇五年には「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定され、指定行政機関、都道府県、指定公共機関における国民保護計画あるいは国民保護業務計画の策定が進んだ。その結果、一三年四月現在で、指定行政機関である全二九省庁および全四七都道府県が「国民保護計画」を、指定公共機関である全一五一機関が「国民保護業務計画」をそれぞれ策定し終わっている。³⁰⁾

また、緊急時の情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム(EmNet)と全国瞬時警報システム(J-Alert)の整備が進んでいる。EmNetは、行政用専用回線を用いて、首相官邸から地方公共団体や指定公共団体にメッセージを送信するものであり、国民保護法に基づく警報等の文書を送付すると一分以内に受け手側に着信し、アラームが鳴る仕組みになっている。一方、Jアラートは、ミサイル攻撃などが発生した場合、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)が人工衛星を用いて市区町村の防災行政無線等を自動起動させ、サイレンと音声放送によって住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。日本にミサイルが発射された場合には、有事サイレンが一四秒間吹鳴されたのち、「ミサイル発射情報。ミサイル発

射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください」といった音声メッセージが三回繰り返される。Jアラートは二〇〇七年に運用が開始され、一二年六月現在で一七・四二の全市町村のうち、六九・九%が自動起動可能な情報伝達手段を保有し、五八・七%が同報系防災行政無線を自動起動させている状況である。³¹⁾

米国の拡大抑止力 B M D および国民保護能力を強化したのに加え、日本は米国の拡大抑止力を確保するための措置をとった。二〇〇九年二月、日本政府の当局者は、米議会が設置した「米国の戦略態勢に関する議会諮問委員会」のメンバーらと会い、米国が日本に提供している核の傘の今後のあり方についての懸念と希望を伝えた。そして日本側は、①地下目標を攻撃できる低爆発力の貫通型核兵器は核の傘の信頼性を高める、②潜水艦発射型の核搭載トマホーク巡航ミサイル(T L A M I N)を退役させる場合は事前に協議してほしい、③米国の核戦力や核作戦計画の詳細を知りたい――と発言したとされる。

そのような努力の結果、二〇〇九年に発表された議会諮問委員会の最終報告書は、日本の懸念事項に言及した。まず報告書はトマホークの退役に関して、アジアにおける拡大抑止力は核搭載型トマホークに大きく依存しており、

「アジアにおける、いくつかの米国の同盟国」がその退役を懸念していると述べた。^{③③} その上で報告書は、「日本政府の希望に応え、日本との間で核問題に関する戦略対話を大幅に拡大すべき時である」と指摘した。

その後、日本で民主党政権が誕生し、米国の核政策に対する日本の態度に変化が生じた。二〇〇九年一月、岡田克也外相はヒラリー・クリントン国務長官とロバート・ゲーツ国防長官に書簡を送り、核政策に関する民主党政権の立場を伝えた。岡田外相は、民主党政権は米国に地下貫通型小型核兵器の保有を求めたり、T L A M N の退役に反対したりしないと明らかにした。しかし、同時に岡田外相は、T L A M N の退役が日本に提供されている拡大核抑止にかなる影響を与えるのか、そして、それをどのように補うのかという点についての説明を求めた。岡田外相の書簡は、地下貫通型小型核兵器についての議論を沈静化させるとともに、日米間に緊張をもたらすことなしに米国がT L A M N を退役できる環境を提供したと言える。

二〇一〇年四月に米国防総省が発表した報告書「核態勢の見直し(NPR)」は、自民政権時の日本の要請に十分応えるのではなく、民主党政権の立場に近い内容となった。この報告書は低爆発力の地下貫通型核兵器に言及せず、T L A M N は米国の核戦力の構成要素として不必要になっ

本稿で論じた三つのシナリオは、それぞれ異なる対処能力を要求する。第一の「瀬戸際外交シナリオ」において重要なのは、防衛能力そのものよりも、日本国民に「守られている」という安心感を与えることによって、北朝鮮の恫喝を無力化することである。一方、第三の「自殺攻撃シナリオ」においては、人的・物的被害を最小限に食い止める、物理的な対処能力が重要になる。そして、第二の「朝鮮半島紛争シナリオ」では、心理的・物理的な効果がいずれも重要となるが、B M D や国民保護措置の物理的有効性が日本国民の安心感を大きく左右するという意味で、防衛能力そのものが重要な意味を持つことになるであろう。

B M D と国民保護が危機や紛争時にどの程度の効果を発揮するのかが明らかではない。B M D の迎撃率は、弾道ミサイルの発射地点やタイミング、そして目標の位置を事前に把握できているかどうかによって変わってくる。B M D システムが適切な位置に配備されていれば、迎撃率は高まる。また、弾道ミサイルの挙動が不安定であれば迎撃は困難になる。さらに、B M D への対抗手段(countermeasures)の有無も迎撃率に影響を与える。

しかし、このような効果の不確実性は、平時においては肯定的な結果を生み出すとも言える。なぜなら、B M D や国民保護の存在しない世界では、北朝鮮の指導者はミサイ

のため、退役されると述べていた。^{③④} 日本の当局者の中には、T L A M N が日本に提供されてきた米国の拡大核抑止力の核心であるため、これを裏切りと考える者もいた。この点について報告書は、大陸間弾道ミサイル(I C B M)と潜水艦発射弾道ミサイル(S L B M)の存在に加え、爆弾や巡航ミサイルを装着できる爆撃機や戦闘機を前方展開することによって、T L A M N を十分に代替できると主張した。^{③⑤}

一方、報告書は、同盟国や友好国との継続的かつ緊密な協議なしに米国が拡大抑止能力に変更を加えることはあり得ず、同盟諸国との協議を「継続し、かつ必要に応じて拡大する」と述べていた。そして、二〇一〇年には日米間の拡大抑止に関する協議が定例化された。また、日本の政策担当者や専門家の一部は、北朝鮮に「消極的安全保障(N S A)」を提供しないとの米国の立場を歓迎した。さらに彼らは、米国が核兵器の役割を低下させつつも、核兵器以外の手段——生物・化学兵器——による北朝鮮からの攻撃を抑止し、対処するために核兵器を使用する権利を留保したことにも満足の意を示した。^{③⑥}

B M D と国民保護の有効性 日本は軍事的な抑止・対処能力を強化するためにB M D システムを配備し、国民保護措置をとった。それでは、これらの措置は有効なのであるか。

ル攻撃の効果をかなりの確度で予測することができ、B M D や国民保護の存在する世界では、日本にミサイル攻撃を実際に行った場合、どのような結果がもたらされるのかを予測することが困難になるためである。発射した弾道ミサイルが迎撃されるのか、されないのか、大きな被害が生じるのか、生じないのかは、実際にやってみるまでわからないのである。つまり、B M D や国民保護が存在する場合、北朝鮮の対日攻撃は、イチかバチかのギャンブルになる。これは北朝鮮の武力行使に対する有効な抑止力として作用するであろう。

なお、「北朝鮮は核兵器を保有しているため、迎撃率が一〇〇%でない限りB M D は無用の長物である」との議論もあるが、これは誤りである。まず、そもそも核兵器が日本に対して使用されるという、極端なシナリオのみを前提にB M D を評価することは適当ではない。しかも、百歩譲って日本に対する核攻撃が起こると仮定した場合でも、B M D の重要性は低まるところかいっそう高まると言える。

マイケル・ユーとデクスター・イングラムの研究によると、仮に一二キロトンの核兵器が東京に落ちた場合、四二万名の死亡者と三九万名の負傷者が生じると推定されるという。^{③⑦} そうであれば、B M D システムによって核ミサイルの一部だけでも迎撃することができれば、きわめて多くの

命を救うことができることになるのである。そして、より可能性が高い通常兵器による攻撃のシナリオにおいても、BMDと国民保護は日本国民の生命と財産を保護するとともに、紛争のエスカレーションを防止する役割を果たすであろう。

将来の軍事オブション…敵地攻撃能力 北朝鮮の核・ミサイル開発に対処するために、将来の軍事オブションも議論されているが、中でも広く議論されているのは、北朝鮮のミサイルやミサイル基地に対する攻撃能力を保有するということである。

これについては、麻生太郎総理の時に組織された諮問機関である「安全保障と防衛力に関する懇談会」が二〇〇九年の報告書で次のように述べていた。

「敵地攻撃能力など、ミサイル防衛システムを補完し、あるいは打撃力による抑止をさらに向上させるための機能について、本懇談会は、日米共同対処を前提としつつ、米国との間で適切な役割分担を協議・具体化しながら、日本として適切な装備体系、運用方法、費用対効果を検討する必要があると考える。弾道ミサイル対処に必要な情報機能については、米国のシステムと同様のシステムを持つのではなく、相互補完して日米双方にとって情報能力の強化につながるような機能を構築すべきである」⁽⁴⁵⁾

との考えを示した。⁽⁴⁶⁾

日本はすでにF-2戦闘機、空中給油機、そして無誘導の自由落下爆弾を精密誘導弾に変換する装備である統合直撃弾(JDAM)等を導入することで、初歩的な打撃能力を確保している。しかし、日本が北朝鮮に対し、軍事的に意味のある対ミサイル攻撃作戦を実施するためには、より本格的な打撃能力を保有しなければならず、たとえ日本がそのような能力を確保したとしても、情報収集と目標把握において米国の支援が必要となる。⁽⁴⁶⁾

次に、敵地攻撃に関する法的議論であるが、これについては二〇〇三年に石破茂防衛庁長官が国会答弁で詳しく説明している。まず石破長官は、敵地にあるミサイルを攻撃することが可能になる要件として、①急迫不正の侵害があり、②それを排除するためにほかに手段がない、③武力行使が最小限度のものにとどまる——という自衛権行使の三要件を満たしていることを挙げた上で、「急迫不正の侵害」の定義として、「攻撃が発生する」おその段階ではなく、かつ被害が発生した段階でもなく、敵が攻撃に「着手」した状況のことを指すとの解釈を明らかにした。そして、「ミサイルが屹立をした、そしてまた燃料が注入をされた、そして我が国に対する攻撃の意図が明白である」という場合には、敵が攻撃に「着手した」と見なすことができ、し

一方、自由民主党は、二〇〇九年の報告書『提言・新防衛計画の大綱について』——国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展——で、敵ミサイル基地攻撃能力の保有を検討すべきとの考えを示した。その上で報告書は、保有すべき具体的な能力について次のように論じていた。

「……情報収集衛星と通信衛星システムによる目標情報のダウリンクと巡航ミサイルや小型固体ロケット技術を組合わせた飛翔体（即応性よりも秘匿性を重視した巡航型長射程ミサイル又は迅速な即応性を重視した弾道型長射程固体ロケット）への指令により正確に着弾させる能力……」⁽⁴⁷⁾

本報告書が提案している能力は、遠隔地の目標に対して迅速に精密ミサイル攻撃を行うというものであり、きわめて野心的なものであると言える。また報告書は、今後整備すべき防衛力として、海上発射型巡航ミサイルを検討すべきであると指摘していた。⁽⁴⁸⁾

さらに二〇一三年、自由民主党は「防衛計画の大綱」の見直しに向けた提言の中間報告で、「同盟国による『拡大抑止』の信頼性を一層強固にする観点から、従前から法理上は可能とされてきた自衛隊による『策源地攻撃能力』の保持について、周辺国の核兵器・弾道ミサイル等の開発・配備状況も踏まえ、検討を開始し、速やかに結論を得る」

たがって日本は自衛権行使の範囲内で敵地にあるミサイルを攻撃することが可能になると述べた。また石破長官は、このような状況で日本が敵地にあるミサイルを攻撃することは「先制攻撃」に該当しないと説明した。⁽⁴⁹⁾

ただし、石破長官がこのような答弁を行ってからすでに一〇年が経過し、日本はBMD能力を保有するようになったため、今では日本が憲法の解釈を変更するか、憲法を改正しない限り、敵地攻撃を行うことは違憲に当たるようになったと考えられる。日本政府は、現行憲法下においても敵基地攻撃を行う場合があるとの立場をとっており、次に示す一九五六年の鳩山一郎総理の答弁（実際には船田中防衛庁長官が代読）を統一見解としてきた。

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思います。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものだと思います」⁽⁵⁰⁾（傍点は筆者）

そして、本答弁を代読した船田長官は、「普通の場合、つまり他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防衛上便宜であるというだけの場合……安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らない」「他に方法が絶対ないというような場合におきまして、敵基地を攻撃する」と追加説明している。つまり、現在、日本にはすでにBMDが配備され、「他に防御の手段がある」状態になっているため、弾道ミサイルに対処するために敵基地を攻撃することは「自衛の範囲」に含まれず、違憲となると考えられるのである。

外交的対応

日本の対北朝鮮外交は次のような前提に立っている。つまり、北朝鮮の目的は日本を武力攻撃するところにあるのではなく、国際社会からの外交・経済・軍事的圧力を拒否する一方で米国や日本との関係を正常化させ、国際社会から経済支援などを得ることによって現在の政治体制を維持するところにある、というものである。

このような前提に立ち、日本政府は二〇〇二年九月の日朝平壤宣言で、北朝鮮が核問題、ミサイル問題、そして拉致問題を適切に解決すれば、日本は北朝鮮と国交を正常化させ、大規模な経済支援を提供すると約束したのである。

日本と北朝鮮の関係は悪化したものの、二〇〇八年に入ると両国政府は関係改善に乗り出した。同年六月に北京で開催された協議で日本側は、北朝鮮が拉致問題などの懸案事項を解決するための具体的な措置をとれば、制裁を一部解除するとの意思を明らかにした。これに対し北朝鮮は、「拉致問題は解決済み」との立場を変更し、具体的行動をとることを約束した。そして続く八月の協議では、北朝鮮側が「生存者を発見し帰国させるための、拉致被害者に関する全面的な調査」を行うことで合意し、秋までに調査を終えることとなった。これに対し日本側は、再調査が始まれば、①人的往來の規制解除、②航空チャーター便の規制解除——を実施する用意があると表明した。しかし、北朝鮮との関係改善に積極的であった福田康夫総理が九月に辞任すると、北朝鮮は一方向的に合意履行を放棄した。

おわりに

日本は北朝鮮の核・ミサイル開発に、軍事と外交を織り交ぜた対応をとってきた。日本を「平和ボケ国家」と揶揄する向きもあるが、北朝鮮の脅威に対してはBMDの導入を含む、きわめて積極的かつ本格的な防衛措置をとっている。一方、外交面でも二〇〇二年の平壤宣言で、核問

北朝鮮がこれに先立つ同年七月に、経済管理体系の改善措置を実施し始めていたのも、日本からの経済支援を見込んでのことであった可能性がある。平壤宣言は日本が提供する経済支援について具体的に言及し、「無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施される」と述べていた。そして、その規模は少なくとも数十億ドルに上るものと見られていた。

しかし、北朝鮮が拉致被害者のうち幾人かはすでに死亡していると発表し、しかも偽物の死亡診断書を提示するなどしたため、日本側は厳しい反応を見せた。結局、北朝鮮との国交正常化は国民の支持を失い、拉致問題が日本で政治問題化すると、日本政府は北朝鮮に対して強硬な立場をとるようになったのである。

さらに、北朝鮮が二〇〇六年に核実験を実施すると、日本政府は北朝鮮船舶の入港や北朝鮮からの輸入を全面禁止するなど、独自の制裁措置をとった。その後日本は〇七年に六者会合で合意された対北エネルギー支援を拒否し、〇九年に北朝鮮が二回目の核実験を実施すると、追加制裁措置をとって、北朝鮮とのすべての貿易活動を禁止したのである。

題、ミサイル問題、そして拉致問題という両国間の懸案問題を包括的に解決しようとする野心的な試みを行った。

しかし、日本は軍事面ではしっかりと結果を出してきた反面、外交面では、これといった結果を出せなかった。とくに拉致問題に進展がなかったことは、日朝関係の改善を阻碍してきた。その意味でも、今後の日本の対北朝鮮政策の焦点は、外交面で意味ある結果を出すことができるかどうかというところに絞られてくるであろう。

その意味で、二〇一三年五月に飯島勲内閣官房参与が平壤を訪問し、金永南・最高人民会議常任委員長に加え、日朝関係の窓口である金永日・朝鮮労働党秘書、宋日昊・朝

海外事情研究所『報告』（第四七号）購読案内

二〇一三年の当研究所における個人研究と共同研究、その他の研究成果をまとめた紀要です。

A4判・横二列組二〇〇ページ

頒価一五〇〇円（送料共）

購読ご希望の方は、左記宛ご連絡ください。

電話 〇三（三九四七）七五九七

拓殖大学海外事情研究所

日国交正常化交渉担当大使らと会談したことは、きわめて重要な動きであったと言える。訪朝時、飯島参与は北朝鮮が死亡したと主張している政府認定の拉致被害者八名だけでなく、拉致された可能性がある特定失踪者の帰国も求めたと伝えられている。また飯島参与は、「対話のドアは常に開いている」という安倍晋三総理からのメッセージも北朝鮮側に伝達したとされる⁽⁸²⁾。

今後、もし日朝関係が進展すれば、朝鮮半島だけでなく、東アジアの地域情勢にも影響を与えることになる。しかし、北朝鮮の積極姿勢の背景には、国際社会からの圧力をかわそうという意図があることも明らかである。また、北朝鮮が拉致問題で譲歩したとしても、核・ミサイル問題が解決するという保証はない。二〇一二年にも一時、日朝対話が進んだが、結局、北朝鮮のミサイル発射によって不調に終わった。日朝関係が進展したとしても、北朝鮮がすぐに核兵器やミサイルを放棄することはないであろう。このため、日本は日朝関係の改善を図る一方、今後もBMDを初めとする防衛能力を維持・強化し、長期的かつ段階的に問題を解決していくしかないであろう。

(みちしたなるしげ・政策研究大学院大学准教授)

* 本論文は韓国経済研究所 (Korea Economic Institute) の許可を

得て、次の論考を日本語に翻訳した上で加筆修正したものである。
Narushtige Michishita, "Japan's Response to Nuclear North Korea," in Gilbert Rozman, ed., *Asia at A Tipping Point: Korea, the Rise of China, and the Impact of Leadership Transitions*. Joint U.S.-Korea Academic Studies, Korea Economic Institute, 2012, pp. 99-112 (http://www.kea.org/sites/default/files/publications/narushtige_michishita_final_paper_-_japans_response_to_nuclear_north_korea_joint_us-korea_academic_studies_volume_2012.pdf).

●注

- (一) Office of the Director of National Intelligence, "Unclassified Report to Congress on Nuclear and Missile Programs of North Korea," August 8, 2007, as cited in Mary Beth Nikitin, "North Korea's Nuclear Weapons: Technical Issues," *CRS Report*, January 20, 2011, p. 5.
- (二) Siegfried S. Hecker, "Lessons learned from the North Korean nuclear crises," *Dredalus*, Winter 2010, p. 55. For more details, see Siegfried S. Hecker, "Report of Visit to the Democratic People's Republic of North Korea (DPRK), Pyongyang and the Nuclear Center at Yongbyon, February 12-16, 2008," March 14, 2008.
- (三) David Albright and Christina Walroed, "North Korea's Estimated Stocks of Plutonium and Weapon-Grade Uranium," Institute for Science and International Security (ISIS), August 16, 2012, p. 38.
- (四) 『中日新聞』二〇〇八年七月四日、『朝日新聞』二〇〇八年七月一日。
- (五) "Statement by the Office of the Director of National Intelligence on the North Korea Nuclear Test," ODNI News Release No. 19-06, October 16, 2006; and Siegfried S. Hecker, "Report on North Korean Nuclear Program," Center for International Security and Cooperation, Stanford University, November 15, 2006, p. 3.
- (六) "Statement by the Office of the Director of National Intelligence on North Korea's Declared Nuclear Test on May 25, 2009," ODNI News Release No. 23-09, June 15, 2009, なぎ くチャーは第一次核実験

の爆発力を二〜四キロトンと推定した⁽⁸³⁾。Hecker, "Lessons learned from the North Korean nuclear crises," p. 47.

(七) "Statement by the Office of the Director of National Intelligence on North Korea's Declared Nuclear Test on February 12, 2013," Office of the Director of National Intelligence, February 12, 2013.

(八) "Pentagon Finds Nuclear Strides by North Korea," *New York Times*, April 11, 2013.

(九) David Albright, "North Korean Miniaturization," 38 *North: Informed Analysis of North Korea*, February 13, 2013 (<http://38north.org/2013/02/albright021313/>).

(一〇) 朝鮮中央通信社報道, 第三次地下核試験を成功的に進行, 『朝鮮通信』二〇一三年一月二二日。

(一一) 石破茂防衛庁長官答弁, 第一五六回参議院予算委員会第六号, 二〇一三年三月五日。石破茂防衛庁長官答弁, 第一五六回衆議院決算行政監視委員会第二号, 二〇一三年四月九日。

(一二) Markus Schiller, *Characterizing the North Korean Nuclear Missile Threat* (RAND Corporation, 2012), p. 17; and US Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the Democratic People's Republic of Korea 2012. A Report to Congress Pursuant to the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012*, p. 15.

(一三) 独占・北ミサイル着弾全データ, 『読売ウエークリー』二〇〇六年八月六日号, 第六五巻三十四号, 二二〜三三ページ。防衛省「日本の防衛」防衛白書, 平成一九年版, 二〇〇七年, 三七ページ。

(一四) 『朝鮮日報』二〇〇九年七月六日、『中央日報』二〇〇九年七月六日、『読売新聞』二〇〇九年七月七日。

(一五) Joseph S. Bermudez, Jr., "Moving Missiles," *Jane's Defence Weekly*, August 3, 2005, p. 23.

(一六) For an overview of Japan's BMD policy, see Ministry of Defense, "Japan's BMD," February 2009 (http://www.mod.go.jp/e/d_act/bmd/bmd.pdf).

(一七) Richard McMillan, "AEGIS TMD: Implications for Australia," Australian Defence College, Monograph Series, No. 1, undated, p. 18 (<http://www.defence.gov.au/ADC/docs/Publications/Monograph%2>

0Series/RMcMillan.pdf).

(一八) Ministry of Defense, "Japan's BMD," *Japan Defense Focus*, no. 31, August 2012, p. 7.

(一九) *Ibid.*, 『琉球新報』二〇一三年四月二三日。

(二〇) 防衛省「弾道ミサイル防衛」二〇〇七年七月, 一三〜一七ページ。

(二一) 日本のBMDの迎撃実験については次を見よ。防衛省「弾道ミサイル防衛 (BMD) について」<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/index.html>。

(二二) 『産経ニュース』二〇〇九年一〇月二日。

(二三) 防衛省「弾道ミサイル防衛について」<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/BMD/index.html>。

(二四) 防衛省『日本の防衛——防衛白書, 平成二四年版——』一八四〜一八五ページ。

(二五) 同右, 一八九〜一九〇ページなど。

(二六) 同右, 一八八ページ。

(二七) "BMD Budget," in Ministry of Defense, "Japan's BMD," p. 10. 防衛省「我が国の防衛予算——平成二二年度予算の概要——」二二〜二五ページ (<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2010/yosan.pdf>)。防衛省「我が国の防衛予算——平成二二年度予算の概要——」二二〜二五ページ (<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2011/yosan.pdf>)。防衛省「我が国の防衛予算——平成二二年度予算の概要——」二二〜二五ページ (<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2012/yosan.pdf>)。防衛省「我が国の防衛予算——平成二二年度予算の概要——」二二〜二五ページ (<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/yosan.pdf>)。ただし、一部、補正予算が含まれている場合がある。

(二八) 内閣官房「国民の保護に関する計画の策定状況」(<http://www.kokuninhogo.go.jp/pdf/130401keikakujuyoukyou.pdf>)。

(二九) 具体例については次を見よ。三芳市「全国瞬時警報システム (アラート) について」(<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/bousai/j-alert.html>)。など。二〇一二年四月の北朝鮮によるミサイル発射時には、ミサイルが途中で墜落したためにインターネット上でも発射情報が伝達されず、住民側に混乱をもたらした。この件については次を参照せよ。「北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応検証チー

△報告書」内閣官房、二〇一二年四月二六日。

(30) 内閣府防災担当「The ALERT 最近の運用状況について」〈<http://www.bousai.go.jp/jishin/eew/daikai/shiry02.pdf>〉。

(31) 『共同通信』二〇〇九年十一月二四日。

(32) *America's Strategic Posture*, The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States (United States Institute of Peace, 2009), p. 26.

(33) *Ibid.*, p. 70.

(34) A Letter on Nuclear Policy from Minister for Foreign Affairs Katsuya Okada to US Secretary of State Hillary Clinton and US Secretary of Defense Robert Gates (in Japanese) 〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g_1001_01.pdf〉; and Press Conference by Minister for Foreign Affairs Katsuya Okada, January 22, 2010 〈http://www.mofa.go.jp/announce/fm_press/2010/1/0122_01.html〉.

(35) US Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, April 2010, p. 28.

(36) 太田昌克氏への電話インタビュー、二〇一〇年五月一〇日。

(37) US Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, April 2010, p. 28.

(38) *Ibid.*, pp. 28 and 34.

(39) 外務省「日米拡大抑止協議」報道発表、二〇一三年四月八日。

(40) US Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, April 2010, p. 15. 太田昌克氏への電話インタビュー、二〇一〇年五月一〇日。"U. S. considered Korean Peninsula risks in nuclear posture review," *Kyodo News*, May 10, 2010.

(41) マイケル・ユル・デクスター・イングラム『ウォー・シミュレーション——北朝鮮が暴発する日——』新潮社、二〇〇三年、一〇六—一〇七ページ、および一四ページ。

(42) 安全保障と防衛力に関する懇談会『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書、二〇〇九年八月、三二ページ。

(43) 自由民主党政務調査会・国防部会『提言・新防衛計画の大綱について』——国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展——」

二〇〇九年六月一四日、一四ページ。〈https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/097670.html〉。

(44) 同右、一九ページ。

(45) 自由民主党安全保障・国防部会合同会議「防衛を取り戻す——新防衛計画の大綱』策定に係る提言——(骨子案・全文)」二〇一三年五月一七日 〈<http://tamtam.livedoor.biz/archives/51942916.html>〉。

(46) 日本が攻撃能力を保有するに付する費用・便益についての議論は次を見よ。高橋杉雄「専守防衛下の敵地攻撃能力をめぐる——弾道ミサイル脅威への対応——」、『防衛研究所紀要』第八巻第一号、二〇〇五年一月、一〇五—一一一ページ 〈http://www.mids.go.jp/publication/kiry/pdf/bulletin_j8_4.pdf〉。

(47) 石破茂防衛庁長官の答弁。第一五六回国会衆議院決算行政監視委員会、第二号、二〇〇三年四月九日。

(48) 船田中防衛庁長官の答弁。第二四回国会衆議院内閣委員会、第二五号、一九五六年二月二九日。

(49) 同右。

(50) 北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について、官房長官記者発表、二〇〇六年一〇月二日。

(51) 外務省「日朝実務者協議の概要」、二〇〇八年八月。

(52) 外務省「日朝実務者協議の概要」、二〇〇八年八月。

(53) 『日本経済新聞』二〇一三年五月二日。『日本経済新聞』二〇一三年五月二三日。『日本経済新聞』二〇一三年五月二三日。